平成２１年（フ）第１８８号
大阪府泉佐野市佐野台1040番地の14、前住所和歌山県紀の川市貴志川町丸栖595番地
破産者　焼きたてパンの店ウラこと　浦　　年史
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第２７０号
大阪府和泉市府中町４丁目18番２―503号
破産者　池邊　敏晴
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第２９５号
大阪府和泉市箕形町２丁目８番７号、開始決定時の住所大阪府和泉市箕形町５丁目２番50号
破産者　小畑　義明
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第２９６号
大阪府和泉市箕形町２丁目８番７号、開始決定時の住所大阪府和泉市箕形町５丁目２番50号
破産者　小畑　幸子
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７６１号
大阪府貝塚市加神１丁目11番11号
破産者　高辻美喜男
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７９９号
大阪府泉南市樽井４丁目31番１号船野マンション101、前住所大阪府泉南市男里３丁目７番15号
破産者　出口亜矢子（旧姓井藤）
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８１６号
大阪府阪南市桃の木台７丁目８番地の13、前住所堺市堺区大浜中町３丁２番８号
破産者　喜納恵理子
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４６０号
愛媛県松山市本町６丁目３番地３
破産者　八束　彰彦
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第２２３号
宮崎県小林市大字真方1114番地　長崎コーポ101号
破産者　松元　雄一
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２０年（フ）第２２号
岩手県盛岡市本宮字谷地10番地　古川貴宏方、開始決定時の住所鹿児島県大口市大田2332番地512
破産者　寶満　昭子
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第８号
千葉県東金市田間210―１　田間エクセルコートＡ―202号室、破産手続申立時の住所茨城県鹿嶋市平井1345番地
破産者　沼崎　秋彦
1　決定年月日　平成21年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１１７号
埼玉県春日部市豊町１丁目25番地３　ベルユタカアパート201号、旧住所さいたま市見沼区大字深作492番地　クラヴィーアガーデン壱番館202号室
破産者　矢部　栄司
1　決定年月日　平成21年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６３５号
埼玉県蕨市錦町１丁目３番８号　コンフォートハイツ101号、開始決定時の住所さいたま市南区白幡３丁目９番12号811
破産者　加藤　勝美
1　決定年月日　平成21年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７３２号
埼玉県川口市芝新町12番30―５号　さくらハイツ202号、旧住所埼玉県川口市芝２丁目23番18号　藤ハイツ203
破産者　松永　　透
1　決定年月日　平成21年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９２９号
東京都北区中十条３丁目９番18号、破産開始決定時の住所さいたま市中央区下落合６丁目18番17―104号
破産者　鳥海麻衣子（旧姓原田）
1　決定年月日　平成21年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１０６号
埼玉県上尾市五番町９番地14　パナハイツ原市102
破産者　砂原　晴美（旧姓鶴貝）
1　決定年月日　平成21年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２０９号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字千駄野888番地　メゾン・プリーゼ204、旧住所埼玉県南埼玉郡白岡町大字上野田1355番地
破産者　近藤麻利子
1　決定年月日　平成21年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２１２号
埼玉県加須市川口１丁目12番地１
破産者　折田　志郎
1　決定年月日　平成21年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係